

令和5年度

鳥取県衛生管理構築支援補助金 Q & A

鳥取県生活環境部くらしの安心局

くらしの安心推進課

電話 0857-26-7211

## 1 制度の目的

本補助金は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。）第 35 条に規定される水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業の営業者に対し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項に基づく許可取得のために必要な施設設備の整備を支援することにより、食品衛生管理の体制構築を推進させることを目的として交付する。

## 2 受付期間及び問合せ先

### (1) 受付期間

令和 6 年 1 月 31 日まで随時（予算額に達した場合はその時点で終了）

### (2) 問合せ先・提出先

<東部地区>

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

住所 680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7211

<中部地区>

中部総合事務所倉吉保健所生活安全課 食品担当

住所 682-0802 倉吉市東巖城町 2

電話 0858-23-3117

<西部地区>

西部総合事務所米子保健所生活安全課 食品担当

住所 683-0054 米子市鞆町一丁目 160

電話 0859-31-9321

## 3 Q&A

Q1 補助金の対象者は？

A1 県内の製造所（自宅部分は含まない）に係る経費であり、次のすべてを満たす営業者の方が対象となります。

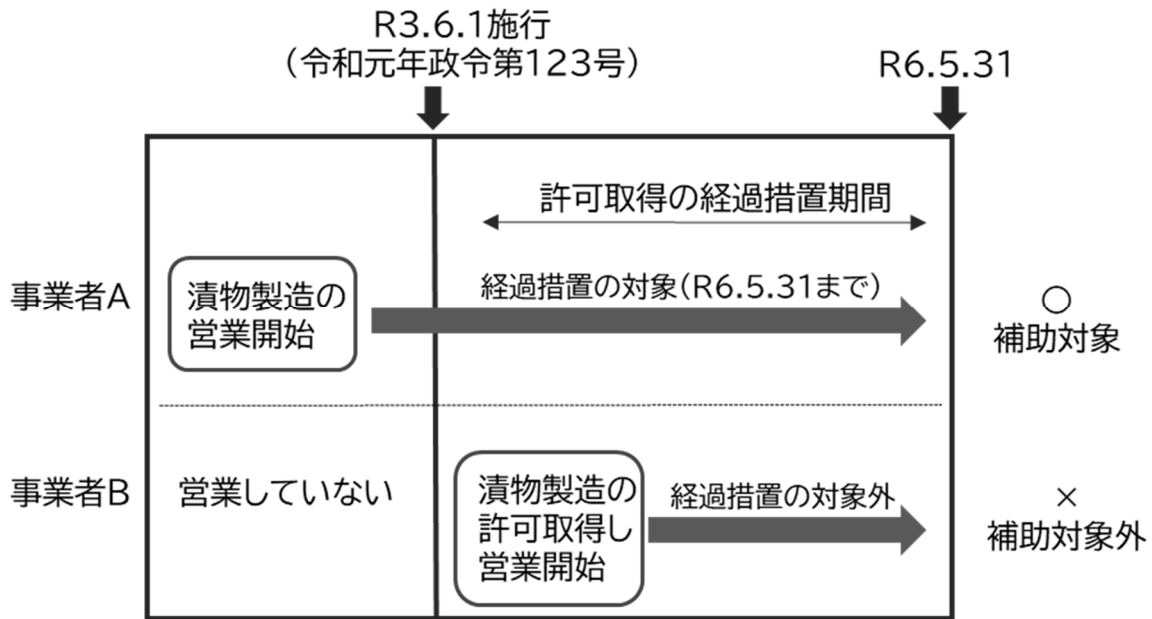
(1) 食品衛生法施行令第 35 条に規定される水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業を行っている営業者のうち、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）第 9 条に基づく経過措置が適用される営業者

(2) 令和 3 年 5 月 31 日以前に、(1) の業種の営業を行っている営業者

(3) 令和 3 年 5 月 31 日以前に、対象とする製造所（補助対象とする製造施設）が改正前の食品衛生法第 52 条第 1 項の許可（業種を問わない）を取得していないこと

### 【注意事項】

令和 3 年 6 月 1 日以降に、新たに営業を始めた営業者は対象にはなりませんのでご注意ください。



Q2-1 補助対象となる事業は？

A2 県内に所在する製造所であって、鳥取県食品衛生条例第4条第1項に規定する別表第1に定める営業施設の基準に適合させるために必要な施設の改修又は設備の導入に係る経費として、本補助事業の交付決定日以降に着手するものが対象となります。

Q2-2 令和5年3月31日以前に、法55条第1項の許可取得に必要な基準を満たすための施設改修をしましたが、補助対象になりますか？

A2-2 補助対象外です。本補助事業の交付決定日以降に着手したもののみ対象となります。

【注意事項】

食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得に係る事務経費は対象外となります。

Q3 補助率と補助限度額は？

A3 補助率 1/2

補助限度額 上限50万円

【注意事項】

- ・ 予算額に達し次第終了となります。
- ・ 補助事業は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

Q4 補助事業が行える期限は？

A4 令和6年3月31日までに事業が完了及び支払いが終わるものに限りです。

Q5 補助対象となる営業者は？

A5 令和3年5月31日以前に、水産製品製造業（干物、煮干しなど）、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業のいずれかの営業（ただし、改正前の法第52条第1項の許可の対象となる食品の製造を除く）を県内の製造施設で行っていた営業者であり、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第9条に基づく経過措置が適用される営業者が対象となります。具体的には以下のとおり。

(1) 対象となる業種を営業していますが、法改正後も許可の取得は不要といわれ、営業届を提出しました。対象となりますか。

→ 許可対象の食品の製造施設のみが対象となります。許可の対象か営業届の対象か不明の場合は、問合せ先に連絡をお願いします。

(2) 令和3年5月31日以前には営業をしておらず、令和3年6月以降に営業を開始しました。対象となりますか。

→ 令和3年5月31日以前に営業をしていない場合は、対象とはなりません。

(3) 令和3年5月31日以前から飲食店営業を行っており同一施設で、漬物製造も行っていました。対象となりますか。

→ 令和3年5月31日以前に、許可が必要な業種（飲食店営業、そうざい製造業など）と同一の施設で営業していた場合は、対象になりません。営業施設はすでに許可基準を満たしている施設設備であると判断します。

Q6 補助対象となる具体的な経費は？

A6 補助事業に対して支出する（実際に支払いが行われる）費用に限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。なお、補助対象経費で購入した物品等は、当該事業以外の目的での使用等は認められません。

鳥取県食品衛生条例に定める施設の基準（許可基準）を満たすための以下の経費が対象となります。

① 構造物の改良に要する経費

例：壁や区画の設置、床や天井の補修、水道設備の設置など

② 機械及び装置の購入に要する経費

③ 器具及び備品の購入に要する経費（消耗品は除く）

#### 【注意事項】

・ 建物の新築又は増築等の場合、その建物の建造に関わる経費は対象外となります。なお、その建物で使用する機械及び装置、器具及び備品（消耗品は除く）は対象となります。

Q7 交付決定の審査はどのように実施されますか？

A7 書類審査により行います。必要に応じて、現地調査を行います。主な審査基準は、事業の目的と内容に合致するか（事業により許可の取得が可能で、衛生管理の向上を図ることができるか）、事業計画に無理がなく実現性があるか等を総合的に判断します。

**【注意事項】**

申請前に必ず問合せ先に事業内容等について相談してください。

Q8 申請に必要な書類は？

A8 以下の資料をご準備ください。

- (1) 申請書
- (2) 事業計画（報告）書（様式第1号）
- (3) 事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (4) 補助対象が「①構造物の改良」の場合は、構造物の設計図面、見積書等
- (5) 補助対象が「②機械及び装置の購入」の場合は、カタログ(仕様がわかるもの)、見積書、設置場所が分かる図面等
- (6) 補助対象が「③器具及び備品の購入」の場合は、カタログ(仕様がわかるもの)、見積書、設置場所が分かる図面等
- (7) 事業の概要を説明する資料として、現在の施設、製造工程に対し、補助金を活用することにより得られる効果等がわかるもの
- (8) 令和3年5月31日以前に、補助対象とする業種の営業をしていたことを証明する書類（販売先への納品書、販売先が発行する取引の証明書等）

**【注意事項】**

- ・申請に必要な書類の提出部数は1部です。

Q9 実績報告に必要な書類は？

A9 以下の資料をご準備ください。

- (1) 実績報告書
- (2) 鳥取県衛生管理構築支援補助金事業計画（報告）書（様式第1号）
- (3) 鳥取県衛生管理構築支援補助金事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (4) 補助対象が「①構造物の改良」の場合は、工事請負契約書の写し、工事費領収書の写し又は請求書の写し（施工業者が発行したものに限り）、竣工図面
- (5) 補助対象が「②機械及び装置の購入」の場合は、支払いを証す書類、設置後の写真
- (6) 補助対象が「③器具及び備品の購入」の場合は、支払いを証す書類
- (7) 食品衛生法施行規則第66条の2第3項第1号に規定される衛生管理計画及び同条同項第2号に規定される手順書（施設を管轄する保健所が適切と認めたものに限り）

**【注意事項】**

- ・必要に応じて、別途追加資料をお願いする場合がありますのでご承知ください。
- ・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

Q10 補助対象とする業種の営業をしていたことを証明する書類（販売先への納品書、販売先が発行する取引の証明書等）とはどのようなものですか。

A10 次のものが考えられます。これら以外で証明可能な書類があれば、問合せ先にご連絡をお願いいたします。

- ・販売先への納品書の写し
- ・販売先が発行する取引の証明書（任意様式）
- ・取引先との契約書の写し

【注意事項】

- ・家族経営の場合等で、納品した者が複数いる場合（申請者本人、配偶者、子など）は、申請者本人と同一の家族等であり、かつ、申請者本人又は家族等が所有する同一施設で営業している証明書等（任意様式）が必要です。

Q11 衛生管理計画及び手順書とは何ですか？

A11 厚生労働省が公表したものを参考に作成してください。なお、作成に当たっては必ず管轄の保健所に相談をお願いします。

- (1) 衛生管理計画・・・食中毒や異物混入防止のため、施設の衛生管理及び食品の取扱い等について定めたもの。従業員に周知が必要。
- (2) 手順書・・・食品製造の各工程（製造、加工、調理、運搬、販売等）において、衛生上必要な措置を行うための手順書（マニュアル）

Q12 実績報告書を提出した後の現地調査で、準備するものはありますか。

A12 補助対象となった工事、機械及び備品等の内容を確認します。また、衛生管理の状況も確認しますので、記録等の準備をお願いします。提出した衛生管理計画及び手順書に従った衛生管理の実施をお願いします。衛生管理の実施に不備がある場合、交付決定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

Q13 補助金を用いた工事による建造物、補助金で購入した機械等の取扱いはどのようになりますか。

A13 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の建造物、機械及び装置、備品及び器具を、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、知事の承認が必要です。

例：50万円以上の天井と床の補修をした場合・・・申請時と異なる使用をする場合は知事の承認が必要です。問合せ先にお問合せください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間が経過した場合で、50万円未満の経費の場合は、知事の承認は不要です。

耐用年数の例：以下は一例です。該当する項目が不明の場合はお問合せください。

- ・給排水又は衛生設備及びガス設備 15年
- ・エアーカーテン又はドア自動開閉設備 12年
- ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 6年

#### 4 その他の注意事項

##### (1) 補助対象経費に関すること

- ・実績報告の検査の結果、補助金の交付決定の内容に合致しない支出、あるいは補助対象外の支出があった場合、補助金額の一部を減額します。
- ・補助対象事業者が事業の途中で対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなった場合には、県は交付決定の全部又は一部の取り消し、又は決定内容の変更をすることがあります。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

##### (2) 他の補助事業の活用の有無に関すること

- ・他の補助金との重複を防ぐため、他の補助金の活用がある場合は、活用する補助金名やその事業内容、事業期間、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を事業計画（報告）書（様式第1号）に正確に記載してください。

##### (3) 補助金の申請要件

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等は補助金の交付申請をすることができません。

##### (4) 事業の変更手続きについて

- ・事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。
- ・各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、知事の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更については必要ありませんが、事業内容に変更がある場合には、早めに問合せ先までご連絡ください。

##### (5) 適正な書類の整理について

- ・見積書・施工仕様書・契約書などの事業の実施を証する書類、請求書、領収書などの経費の支出を証する書類がない場合には、補助金が交付できない場合があります。

##### (6) 交付決定の取り消し及び補助金の返還について

次の場合は、交付決定の取り消し及び補助金が交付されている場合は返還が必要となります。

- ・補助金を他の用途に使用したとき
- ・補助金の交付決定の内容、条件などに違反したとき
- ・補助事業完了後3か月以内に、法第55条第1項に基づく許可を取得しなかったとき。
- ・補助事業完了後に、衛生管理計画及び手順書に基づいた衛生管理を行っていないとき
- ・本補助金交付を受けた施設において、5年以内に法第59条から第61条のいずれかの行政処分を受けたとき
- ・本補助金交付を受けた施設において、5年以内に法第55条に基づく許可を取り消されたとき

## 5 補助事業スケジュール

項目	実施者	備考
①申請書提出	申請者	提出先に申請書及び添付書類を提出
②審査	県	必要に応じて、追加書類の提出を依頼する場合があります。
③交付決定の可否	県	交付申請から原則30日以内
④補助事業着手	申請者	事業の基本部分に係る変更等は、変更届が必要
⑤補助事業の完了	申請者	補助事業の目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した場合（経費の支払いが終了したとき）を補助事業の完了とします。
⑥実績報告	申請者	補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日まで
⑦現地調査	県	補助事業の内容及び衛生管理の実施状況を確認します。
⑧額の確定通知	県	
⑨補助金支払い	県	